

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間
及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を
改正する省令の施行等について

計40枚（本紙を除く）

Vol.323

平成25年3月28日

厚生労働省老健局老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(介護認定係・内線3944)
FAX：03-3595-4010

老発 0328 第5号
平成25年3月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間
の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例
に関する省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第36号。以下「改正
省令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特
別区を含む。）、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 改正省令の内容

（1）要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第4条第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町
村の区域（※）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法
施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第38条第1項
に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規
則第52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）については、
現在の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算すること。

(※) 岩手県上閉伊郡大槌町並びに福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の区域に限る。

(2) 当該措置の対象について（第4条第2項関係）

当該措置は、平成25年4月1日から同年9月30日までの間に第4条第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。

特例第1項に規定する場合第10条の規定によるものとし、同様に適用する。ただし、この規定による場合に該当する場合は、前項の規定によるものとし、同様に適用する。	第1項に規定する場合第10条の規定によるものとし、同様に適用する。	第1項に規定する場合第10条の規定によるものとし、同様に適用する。
第1項に規定する場合第10条の規定によるものとし、同様に適用する。	第1項に規定する場合第10条の規定によるものとし、同様に適用する。	第1項に規定する場合第10条の規定によるものとし、同様に適用する。
第1項に規定する場合第10条の規定によるものとし、同様に適用する。	第1項に規定する場合第10条の規定によるものとし、同様に適用する。	第1項に規定する場合第10条の規定によるものとし、同様に適用する。

場条五定特合第十に例を二二よ省含項条り令む。お二み一い項替条て(え第一準第ら一用五れ項す十たのる五第規	含項条り令定特むに第読第に例を二二よ省い項替条り令て(え第一準第ら一用五れ項す十たのえ第一規第五定れ項合第十にたのを二二よ同規	場条五定特合第十に例を二二よ省含項条り令む。お二み一い項替条り令て(え第一準第ら一用五れ項す十たのえ第一規第五定れ項合第十にたのを二二よ同規	含項条り令定特むに第読第に例を二二よ省い項替条り令て(え第一準第ら一用四れ項す十たのえ第一規第五定れ項合第十にたのを二二よ同規	場条三定特合第十に例を二八よ省含項条り令む。お二み一い項替条り令て(え第一準第ら一用四れ項す十たのる一第規	
し範同て団得内第二期市号の村期が間と定める期間を今まで算の	得内規て条特たで定準第例期市す用一省間町るす項令村期るへ第一が間場第一定と合五条め十を十第一二含五一条項期月む条項間じ第のをまの二表合で頂項第算の下に五し範欄お十て団にい二	得内げ第一で定準第例期市す用二省間町るす項令村期るへ第一が間場第一四条め十を十第一二含五一条項期月む条項間じ第のをまの二表合で頂項第三算の下に三し範欄お十て団にい八	得内規て条特たで定準第例期市す用二省間町るす項令村期るへ第一が間場第一四条め十を十第一二含五一条項期月む条項間じ第のをまの二表合で頂項第三算の下に三し範欄お十て団にい八	し範同て団得内第二期市号の村期が間と定める期間を今まで算の	期間の項(ト欄に規定期間)をまで合算の範囲に規定したで内定する期間町の村期が間と定める二
るで規る五第特期の定場条五例間範す合第十省を囲るを二二令合内期含項条第算で間むに第二市とお二条て町十のい項第得村二頂てへ一たが月下準第項期定間欄用五の間めまにす十表	期の定場条五定特例を囲るを二二よ省省合内期含項条り令令算で間むに第讀第第二市と。お二み一にて町十のい項替条得村二頂てへえ第一が月下準第第一期定間欄用五れ項項間めまにす十たののるで規る五第規表	で規る五第特期の定場条五例間範す合第十省を囲るを二二令合内期含項条り令令算で間むに第二市と。お二み一にて町十のい項替条得村二頂てへえ第一が月下準第第一期定間欄用五れ項項間めまにす十たののるで規る一第規表	期の定場条三定特例を囲るを二八よ省省合内期含項条り令令算で間むに第讀第第二市と。お二み一にて町十のい項替条得村二頂てへえ第一が月下準第第一期定間欄用四れ項項間めまにす十たののるで規る一第規表	で規る一第特期の定場条三例間範す合第十省を囲るを二八よ省省合内期含項条り令令算で間むに第二市と。お二み一にて町十のい項替条得村二頂てへえ第一が月下準第第一期定間欄用四の間めまにす十表	算で間むに第讀第以厚關支要本し市と。お二み一下生す援介大て町十のい項替条へ労る認護震得村二頂てへえ第一特勤省定認災たが月下準第第一例省令有定に期定間欄用四れ項省令へ効有対間めまにす十たの令第平期効處るで規る一第規六成間期する期の定場条三定と十二の間るる間範す合第十にい六十特及たを囲るを二八よう。号三例びめ合内期含項条り。年に要の

この省令は、公布の日から施行する。

2 前項の規定は、平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないと

したならば満了する要介護認定有效期間及び要支援認定有效期間について適用する。

1 含項条り令定特むに第讀第に例じお二み一よ省い項替条り令て(え第一準第ら一用五れ項す十たのえ第一規第五定れ項合第十にたのを二二よ同規
得内規て条特たで定準第例期市す用二省間町るす項令村期るへ第一が間場第一定と合五条め十を十第一二含五一条項間じ第のをまの二表合で頂項第三算の下に五し範欄お十て団にい二
期の定場条五定特例を囲るを二二よ省省合内期含項条り令令算で間むに第讀第第二市と。お二み一にて町十のい項替条得村二頂てへえ第一が月下準第第一期定間欄用五れ項項間めまにす十たののるで規る五第規表